

秦漢時代の文書伝送方式——以郵行・以県次伝・以亭行——

五〇

鷹取祐司

はじめに

凡郡國一百三、縣邑千三百一十四、道三十二、侯國二百四十一。地東西九千三百二里、南北萬三千三百六十八里。

『漢書』地理志に記す平帝期の漢帝国の郡国数と領域である。東西九千余里、南北一万三千余里の領域に合計一五六もの県邑道侯国が存在した。たった一人の皇帝が、これほど広大な領土に散らばるこれほど数多くの県などを統治できたのは、十二万人を超える官吏が統治業務を分掌していたからであるが、その統治を実現するためには、この膨大な数の官吏を皇帝の意志通りに動かす必要があった。それを可能にしたのが、長安から帝国各地に勤務する官吏へと命令を届け、各地からの報告を長安へと届け、また各地の官署を相互に結ぶ文書伝送体制に他ならない。文書行政こそが、漢帝国を四〇〇年の長きにわたって中央集権専制国家であり続けさせた力だったのである。^②

二十世紀に発見されたいわゆる敦煌漢簡や居延漢簡は、漢代の文書伝送体制に関する研究を一気に進めた。特に居延漢簡には文書伝送記録が数多く含まれており、その記録からエチナ川流域における具体的な文書伝送経路が検討された。^④しかし、これらの研究は、辺境の軍事施設から出土したというその史料性格のため、常に「辺境の軍事地帯において

は」という条件をつけざるを得なかったが、睡虎地秦簡や張家山漢簡の発見によって秦漢帝国全域を覆う文書伝送制度を考えることが現在では可能となった。さらに、軍事施設ではなく、文書の伝送を主要業務の一つとする「伝達基地」^⑥である懸泉置遺址から約三五〇〇枚の簡牘が出土した^⑦が、これらの中には漢代の文書伝送制度の実態を伝える簡牘も数多く含まれている。この懸泉置漢簡は発掘簡報および『敦煌懸泉漢簡研究』^⑧においてその一部が公表されたが、それ以外にも、個別の研究論文の中に引用されることによって我々の知る所となった簡があり、その数も近年増加してきた。^⑨

このような史料状況の変化を受けて、秦漢時代の文書伝送制度についてその全体像を描こうとする研究が幾つか発表された。^⑩その中で、例えば、高榮は次のように指摘している。即ち、「以亭行」は「以郵行」よりも文書の伝達距離が短く、「以郵行」は詔令や軍事情報などの重要かつ緊急の文書に加えて官民の上書などの普通文書も伝送し、「以次行」によって伝送される文書は上級官署の露布の文書と下級官署の上申文書の両方を含む、と。各伝送方式については説明があるものの、実際の文書伝送において各伝送方式がどのような形で帝国全域の文書伝送を実現したのかについては殆ど言及されていない。そこで、本稿では、伝達基地である懸泉置から出土した懸泉置漢簡を主に利用しながら、秦漢時代に行われていた文書伝送各方式の実態とそれらがどのように帝国全体の文書伝

達を実現していたのかについて明らかにしてゆきたい。

一 文書伝送の方法——「以郵行」と「以県次伝」

居延漢簡などには文書伝送に関連する「以郵行」（後掲史料4）や「県次吏馬行」（後掲史料8）などの表記が見える。これらに関して、富谷至は、「以某行」は文書伝送の方法を指示すると共に、文書を点検すべき機関が「某」であることを示す、と指摘している^⑩。これに従えば、「以某行」の形は文書伝送の方式を示しているということになり、「以郵行」「以亭行」「燧次行」「以県次伝」の四つがそれに当たると考えられる。従って、秦漢時代の文書伝送方式にはこの四種類があったと考えられ、本稿では以下、「以郵行」による文書伝送方式を「郵行方式」、「以県次伝」によるそれを「県次方式」、「以亭行」によるそれを「亭行方式」、「燧次行」によるそれを「燧次方式」とそれぞれ表記する。

文書伝送方式を取り上げた研究では、四つの伝送方式の文書伝送制度全体における位置付けはあまり言及されていない。その中で、陳偉は「以郵行書」と「以次伝書」の二つが秦から漢にかけての基本的な公文書伝送方式であると見なした上で、次のように述べている^⑪。郵路は概ね京師を中心として郡と郡を結ぶ幹線道路上に主に配置されたが、郵は郵佐の配置された県邑だけに設置された。一方、「以次伝書」は相隣接する県道間で文書を伝送してゆくものであった。それ故、「以次伝書」と「以郵行書」が主要道路上を重なっていたとするならば、前者が融通性や自由度があつてより多くの県邑や地域を覆う伝送方法で、郵が置かれていない県は「以次伝書」によって郡治や他の県と連絡することができた、と。陳偉の言う「以郵行書」と「以次伝書」は次の二年律令に見える「以郵行」と「以県次伝」に、即ち、本稿で言う所の郵行方式と県次方式にそ

れぞれ相当するだろう。

1 郵人行書、一日一夜行二百里。不中程半日、笞五十。過半日至盈一日、笞百。過一日、罰金二兩。郵吏居界過書弗過而留之、半日以上、罰金一兩。書不當以郵行者、爲送告縣道、以次傳行之。諸行書而毀封者、皆罰金一兩。書以縣次傳、及以郵行、而封毀、過縣輒劾印、更封而署其送徼曰、封毀、更以某縣令若丞印封。

張家山漢簡・二年律令二七三～二七五

陳偉が「以郵行書」と「以次伝書」を基本的な伝送方式と考える具体的根拠は示されていないが、実際、前掲の四つの文書伝送方式のうち「以亭行」と「燧次行」は辺境出土簡にしか見えないことから、漢帝国全域を覆う文書伝送方式としては、ひとまず陳偉の指摘に従って郵行方式と県次方式の二つを考えておきたい。

陳偉が、郵路は郡と郡を結ぶ幹線道路上に設置されたと考えたのは、次掲の二年律令二六四が里耶秦簡の里程簡（里耶秦簡J1⑨52）を背景として作成されていると見なしたからである。

2 十里置一郵。南郡江水以南、至索南界、廿里一郵。

張家山漢簡・二年律令二六四

3 郵到銷、百八十四里

銷到江陵、二百卅六里

江陵到孱陵、百一十里

孱陵到索、二百九十五里

索到臨沅、六十里

臨沅到遷陵、九百一十里
凡四千四百卅里

里耶秦簡 J1⑨52

二年律令に見える南郡の漢代の郡治は里耶秦簡に見える江陵¹⁵⁾で、索は両者に見えることから、二年律令と里耶秦簡の二つのルートは重なると考えられる。実際、次の里耶秦簡では、里耶秦簡里程簡の最末端の遷陵で郵が文書を伝送している。

4 遷陵、以郵行

洞庭

里耶秦簡 J1⑥2

5 卅三年二月壬寅朔朔日、遷陵守丞都敢言之。令曰、恒以

朔日上所買徒隸數。問之、毋當令者。敢言之。

里耶秦簡 J1⑧154A

二月壬寅、水十一刻刻下二、郵人得行

函手

里耶秦簡 J1⑧154B

史料4は洞庭郡から遷陵県に送られた文書に付けられた検で「以郵行」とある。また、史料5は遷陵守丞からの上申文書の控えであるが、遷陵県は洞庭郡の属県であるから上申文書の宛先は当然洞庭郡となり、それが郵人によって配達されている。これらの二例から、洞庭郡と遷陵県の間には郵が配置され、その郵によって文書が伝送されていたことが確認できる。史料3は鄢から遷陵に至る幹線道路の里程を示したものであるが、その最末端に当たる遷陵にさえ郵が配置されていたことから、郵はこの幹線道路の全域に配置されていたと考えてよいだろう。

前掲の史料3と同様に幹線道路の里程を示したものが居延漢簡・懸泉

置漢簡にもある。

6 長安至茂陵七十里

月氏至烏氏五十里（第一・二段）

茂陵至茯置卅五里

烏氏至涇陽五十里

茯置至好止七十五里

涇陽至平林置六十里

好止至義置七十五里

平林置至高平八十里

媼圜至居延置九十里

刪丹至日勒八十七里（第三・四段）

居延置至罽里九十里

日勒至鈞著置五十里

罽里至循次九十里

鈞著置至屋蘭五十里

循次至小張掖六十里

屋蘭至埜池五十里

E.P.T59:582

7 倉松去鸞鳥六十五里

埜池去罽得五十四里（第一・二段）

鸞鳥去小張掖六十里

罽得去昭武六十二里府下

小張掖去姑臧六十七里

昭武去祁連置六十一里

姑臧去顯美七十五里

祁連置去表是七十里

玉門去沙頭九十九里

□（第三段）

沙頭去乾齊八十五里

□

乾齊去淵泉置五十八里

□

●右酒泉郡縣置十一 ●六百九十四里 □

IIDXT0214①:130A / 『釈粹』六〇

史料6は長安から張掖郡氏池¹⁶⁾県まで、史料7は武威郡蒼松¹⁷⁾県から敦煌郡淵泉¹⁸⁾県までの里程を、それぞれ一部欠落はしているものの記しており、概ね長安から敦煌郡へ至る幹線道路の里程であると考えられる。これらの里程簡には県に加えて置²⁰⁾も見えるが、県城と置には共に旅行者の宿泊

施設である伝舎が設置されていた²¹。その伝舎は公用旅行の場合に利用が許されていたものであることから、里程簡所掲の長安と敦煌郡とを結ぶこの経路は公用旅行者が行き来する幹線道路であったことが確認できよう。

懸泉置漢簡が出土した懸泉置は漢代の廩・厨・伝舎・駅・騎置からなる複合施設で、このような幹線道路上に位置する置の一つであった。宮宅潔は敦煌・安西間の漢代県城遺跡などの位置を検討した結果、長城線とは別に、その遙か南側に漢代の県と県とを結ぶ交通路が存在し、懸泉置遺址はその交通路上に位置したことを指摘しているが、その交通路こそ、史料7に見える玉門県——沙頭県——乾齐県——淵泉県と続く幹線道路に他ならない。

幹線道路上に位置する懸泉置を、県次方式と郵行方式の両方式による文書伝送がともに通過したことが次掲の懸泉置漢簡から確認できる。

8 入東檄二、敦煌千人印、廣校・益廣候、縣次吏馬行、七月癸未日下
 簡、受西□
 IDXT0111①:365 / 《カ》

9 入東書二封、郵行、書一、西部督郵印、詣東部督郵、書一小府印、詣廣至、一封靡□印V廿七日起。九年四月廿九日食時分盡、縣泉郵
 韓詡受寄人。□□□部李李子亭部。 V191DXF13C②:14 / 《エ》

史料8は敦煌千人発信の廣校候官・益廣候官宛の檄の伝送記録で、「縣次吏馬行」とあることから県次方式で伝送されたことがわかる。また、史料9には「郵行」とあり「縣泉郵韓詡」が受領していることから、郵行方式の文書伝送であることがわかる。

さらに、郵行方式と県次方式はどちらも幹線道路上に位置する県の官

衙（県廷）を經由した。前掲史料1の二年律令には「県次方式および郵行方式で伝送されている文書で封印が壊れたものは、県を通過した時に印を刻し改めて封印して、その送付用の檄に『封印が壊れたので、改めて某県の令または丞の印で封印した』と記せ」とあることから、郵行方式・県次方式ともに県廷を經由することがわかる。

さて、郵行方式は史料2に見えるように十里ごとに設置されるのが原則であったが、前掲の里程簡では県と県の間はほとんどの場合十里を超えているので、県と県の間には幾つかの郵が設置されたはずである。そうすると、郵行方式は幹線道路上に十里ごとに設置された郵を順次通伝してゆく伝送方式で、郵で運び手が交代するのに対し、県次方式は「県次（県の順番で）」とあることから県を順次通伝してゆく伝送方式で、次の県までは同一人物が運んだのであろう。

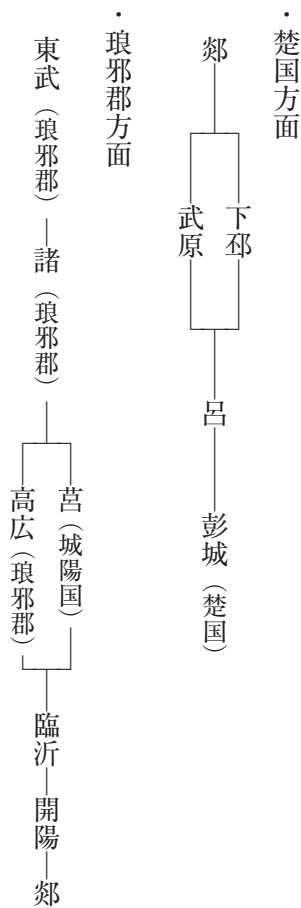
以上の考察から、郡と郡を結ぶ幹線道路上では、郵行方式と県次方式による文書伝送が共に行われていたことが確認できた。陳偉の指摘によれば、郡内の県と県の間では郵行方式は行われていないことになるが、この点を東海郡の事例によって検証しよう。

二 東海郡内における郵の設置

漢代の東海郡に当たる江蘇省連雲港市にある尹湾六号漢墓から、前漢成帝期のものとされる簡牘、いわゆる尹湾漢簡が出土した²²。尹湾漢簡の「集簿」(YM6D1)には東海郡の行政機関の数が挙げられており、東海郡内の県・邑・侯国は合計三八、郵は三四、郵人は四〇八人である²³。また、吏員定簿と呼ばれる木牘(YM6D2)には、各県・邑・侯国の吏員の内訳が記されていて、郵に関連する吏として郵佐が見える。郵佐は全ての県・邑・侯国に置かれたわけではなく、下邳県(二人)、郟県(二人)、費県

(二人)、利成県(二人)、臨沂県(二人)、蘭旗侯国(一人)の六県侯国に十人が置かれていただけだった。²⁸⁾これらの情報から、東海郡内の郵の配置を推定してみたい。

先述のように、郵は幹線道路に設置されているので、まず、東海郡内の交通路を確認しておこう。当時の交通路を考える上で参考になるのが、尹湾六号漢墓出土竹簡、即ち「元延二年日記」と呼ばれるものである。そこに、墓主師饒の公務出張が記録されており、その宿泊地をたどることとで当時の交通路を復元できる。高村武幸はこの「元延二年日記」に記載された出張経路から、東海郡治郟県から楚国彭城及び琅邪郡東武県への主要交通路を次のように想定している。²⁹⁾



郵佐は他の典籍史料や出土文字資料には見えないが、その名称から郵による文書伝送に関わる職務を持っていたと思われる。その郵佐配置侯国のうち、下郟・郟・臨沂は高村が想定した主要交通路上にあり、この主要交通路上には郵が配置されていたと考えられる。²⁹⁾この交通路は、北は莒・高広を経て琅邪郡東武県に、南は呂を経て楚国彭城にそれぞれ伸びており、隣接する郡国と東海郡を繋ぐ幹線道路であった。

郵佐が置かれた六県侯国の内、費県・利成県・蘭旗侯国はこの交通路上には位置しないが、これら三県侯国はどのような場所にあったのだら

うか。費県(現山東省費県)は、臨沂県(現臨沂市)から山地の間を流れる浚河を北西方向に四〇キロメートル程遡った地点に位置し、ここからさらに北西へ泗水沿いに下ると現在の泗水県から魯県(現曲阜市)へと出ることができる経路上にあり、現在は国道三二二号線と兗石鐵路がこのルートを通っている。それ故、漢代にも、臨沂県(東海郡)——費県(東海郡)——魯県(魯国)というルートのあったことが想定される。残る利成県と蘭旗侯国についてはその位置自体がよく分からないが、郵佐が設置された六県侯国のうち四つは隣接する郡国を繋ぐ幹線道路上に位置している。

先述のように、郵は幹線道路上に配置されていたので、下郟——郟——臨沂と臨沂——費——魯を結ぶ幹線道路の全てに郵が設置されていたように考えられるが、実はそう考えるには問題がある。「集簿」によれば東海郡内の郵は三四箇所であったが、二年律令が規定するように十里毎に郵が設置されたとすると、郵が設置された経路の総延長は単純計算で三四〇里となる。一方、同じく「集簿」によれば、東海郡の領域は東西五五一里、南北四八八里で、先に想定した下郟——郟——臨沂のルートは東海郡をほぼ南北に抜ける経路であるから、その距離は四八八里に近いはずである。そうすると、二年律令の原則通り十里毎に郵が設置されたとすると、下郟——郟——臨沂のルートさえその全域に郵を設置することはできないことになるのである。或いは、二年律令の規定では十里一郵が原則であるがその地域状況によって相当の幅が許容されていたこと³⁰⁾からすれば、東海郡でも十里より長い間隔で郵が置かれたと考えるべきかもしれない。³¹⁾そうすると、東海郡における郵の設置に関しては次の二つの可能性が想定される。

一、東海郡内では、郵佐が設置された六県侯国を通過する幹線道路(下郟——郟——臨沂、臨沂——費、及び、利成県・蘭旗侯国を通る幹線道路)全

てに郵が設置されていた。ただし、設置間隔は原則の十里よりも相当に長かった³²⁾。

二、郵は郵佐配置県侯国を通る幹線道路の全てに置かれたわけではなく、郵が置かれたのは、例えば、下邳——郟——臨沂のルートだけで、これ以外の臨沂——費などのルートには設置されなかった。

どちらの可能性を取るかによって、郵の設置および郵行方式の配置に対する理解は大きく異なることになるが、尹湾漢簡にはそれを判断する材料がない。その手掛かりを採すべく、懸泉置漢簡に目を移し懸泉置を中心とする文書伝送状況を考察することにしよう。

三 懸泉置周辺の文書伝送

(一) 懸泉置漢簡に見える文書伝送経路

次の表は、懸泉置出土簡に含まれる文書伝送記録の中で、文書伝送に際して文書の受け渡しを担当している者（以下「文書授受者」という）が記載されているものを集め、文書授受者の所属施設³³⁾の組み合わせを基準に分類し、その記載内容を一覧にしたものである³⁴⁾。表の「種類表示」は文書伝送記録の冒頭に記された伝送文書の内訳、「発受信者」は発信者と受信者で、簡牘の発信者名の部分に上書を示す「上」が記されている場合は「発受信者」欄にも「上」と記した。「授受者」は所属施設毎の文書授受者である。また、矢印は文書の伝送方向を示し、この矢印の方向によって発信者と受信者が決まる。表のB1を例にして言うと、

B1 入東軍書一封、敦煌中部都尉臣鄼上、詣行在所、緑緯完、居攝二年

秦漢時代の文書伝送方式

十月癸亥夕時、懸泉郵人歆受平望郵人、即時遣張歆行

I190DXT0114③:7 / 《H》

とあるので、「種類表示」は「入東軍書一封」、「発信者」は上書を表す「上」があるので「敦煌中部都尉『上』」、「授受者」は「懸泉郵人」と「平望郵人」、「受信者」は「行在所」となる。

【表・懸泉置漢簡の文書伝送記録】

※一便で複数の文書が送付されていて発受信者が異なる場合は分けて記した。

A 《平望——懸泉——万年》		懸泉		万年授受者		懸泉授受者		懸泉		万年授受者		懸泉授受者	
種類表示	発受信者	授受者	授受者	授受者	授受者	授受者	授受者	授受者	授受者	授受者	授受者	授受者	授受者
A1 皇帝璽書一封	敦煌太守	平望	懸泉	↑	萬年	皇帝		V92DXT1612④:011	『釈粹』110' 《ウ》《H》				
A2 上書二封	長羅侯・烏孫公主	平望	懸泉	↓	萬年	(皇帝)		I190DXT0113③:065	『釈粹』193' 《ウ》《H》				
A3		平望	懸泉	↓	萬年			HDXT0214③:57	《ウ》				
A4 上書一封	敦煌玉門都尉	平望	懸泉	↓	萬年	(皇帝)		VDXT1311③:272	《ウ》《H》				

B 《平望——懸泉》		懸泉授受者		懸泉授受者		懸泉授受者		懸泉授受者	
種類表示	発受信者	授受者	授受者	授受者	授受者	授受者	授受者	授受者	授受者
B1 入東軍書一封	敦煌中部都尉上	平望	懸泉郵人(即時遣張歆行)	↓				I190DXT0114③:7	《ウ》
B2 上書一封	陽関都尉	平望	懸泉	↓	遮要(皇帝)			I90DXT0114③:5	《ウ》《H》

※B2は平望驛騎→懸泉驛騎→遮要驛騎と伝達されているが、送付されている文書は上書なので懸泉から懸泉より西側にある遮要に伝達されるのは不可解である。

C 《懸泉——万年》

種類表示	発受信者	懸泉授受者	万年授受者	発受信者	簡番号/出典
C1	入東書二 驛馬行	長史	↑	縣泉驛騎	IIDXT0313②:52 /《C》
C2	上書一封	太守	↓※	縣泉驛佐	91DXF13C①:34 /《C》
C3	上書一封	太守	↓	縣泉驛小史	IDXT0114③:51 /《C》
C4	□一封		↓	縣泉驛騎	IIDXT0113③:141 /《C》
C5	上書一封	敦煌太守	↓	萬年驛騎	IIDXT0114③:199 /《C》
C6	上書一封	玉門都尉	↓	萬年驛騎	VDXT1310④:36 /《C》《H》
C7	其第一封囊 一驛馬行	張史	↓	萬年驛	VI91DXF13C②:10A /『积料』106《C》《H》

※C2には「六月六日夕掾夫尊受萬年驛左憲付縣泉驛佐五五不」とあり、萬年驛佐憲掾夫尊↓縣泉驛佐五五不と伝達されたことになるが、この向きは西向きである。ところが、C2と同じ長史発信の刺史（牧）宛て文書であるG14は東向き文書である。C2の文書方向および発受信者はG14と同じであるから、C2は東向き文書と考えるべきであり、授受を表す「付」「受」を書き間違えたと考えられる。

D 《平望——臨泉》

種類表示	発受信者	平望授受者	臨泉授受者	発受信者	簡番号/出典
D1	入上書 一封	車師已校 伊循田臣 彊	↓	平望驛	II90DXT0114③:383 /《H》
D2	入上書 一封	車師已校 伊循田臣 彊	↓	平望	VDXT1310③:67A /『积料』161《C》《H》
D3	入東書 一封	敦煌太守	↓	平望驛騎	V92DXT1611③:278A /《H》
D4			↓	平望驛騎	

E 《臨泉——万年》

種類表示	発受信者	臨泉授受者	万年授受者	発受信者	簡番号/出典
E1	入東軍書 一封	平望候	↓	臨泉亭長	II90DXT0115①:59A /『积料』108《C》《H》

E2	臨泉驛	↓	萬年驛	VDXT1210③:31 /《C》
----	-----	---	-----	----------------------

F 《遮要——懸泉——魚離》

種類表示	発受信者	遮要	懸泉授受者	魚離	發受信者	簡番号/出典
F1	西詔一封 檄二	都護	↑	魚離御	發受信者	II90DXT0115②:58 /《H》
F2	入東板檄一	敦煌長史	↓	魚離	發受信者	II90DXT0111①:184 /《H》
F3		太守府・ 賊曹	↓	魚離	發受信者	II90DXT0114③:498B /《H》

G 《懸泉——魚離》

種類表示	發受信者	懸泉	魚離	發受信者	簡番号/出典
G1	西書一封	廐御	↑	魚離置	II90DXT0114③:27 /《H》
G2	出西書一封	西域騎都尉	↑	魚離	II90DXT0112②:119 /『积料』137《H》
G3	入西蒲書一封	敦煌府	↑	魚離奴	II90DXT0112②:148 /《H》
G4	板檄一 入西合檄一 板檄三	長史君	↑	魚離	II90DXT0114②:167 /《H》
G5	入西書一封 合檄一	督盜賊	↑	魚離	II90DXT0114②:203 /《H》
G6	封書二(三 の誤)	敦煌太守府	↑	魚離御	II90DXT0114③:519 /《H》

種類表示	発受信者	授受者		発受信者	簡番号／出典
		遮要	懸泉		
G7	西檄五	御	↑	魚離御	長史・淵泉丞・冥安令・魚離置丞 H190DXT0114⑤:12 ／《上》《才》
G8	入合板檄一	御	↑	魚離	金城太守 H190DXT0115④:210 ／《上》
G9	入西板檄二	縣泉	↑	魚離	冥安丞 HDXT0214①:125 ／『积粹』112《上》
G10	板檄一封	縣泉御	↑	魚離御	酒泉太守 H190DXT0214③:185 ／《上》
G11	西檄一封	御	↑	魚離	楊安 V92DXT1311④:19 ／《上》
G12	出東檄書一封書四封	縣泉	↓	魚離	王路四門 I92DXT0114①:114 ／《上》
G13	出合檄一楊	縣泉御	↓	魚離	原掾治所 H190DXT0113②:34A ／《上》
G14	出東葦篋書一封 蒲封書三 記一	縣泉 馬醫	↓	魚離 助佐	涼州牧治所 督郵李掾治所 H190DXT0114②:216 ／《上》《上》
G15	出東合檄四	縣泉	↓	魚離	從事張掾治所 從事陳掾治所・從事祭酒所・從事祭酒張掾治所 淵泉縣 H190DXT0114③:444A ／《上》
G16	出東板檄四	縣泉	↓	魚離卒	督郵・廣至・冥安・淵泉 H190DXT0114④:21A ／《上》
G17	上書一封	縣泉	↓	魚離	(皇帝) V92DXT1311④:47 ／《上》
G18	東書一封 合檄二 板檄三	太守 太守 太守	↓	魚離御	涼州刺史 廣至・淵泉 淵泉・右扶風 V92DXT1509②:13 ／《上》

H 《遮要——縣泉》

種類表示	發受信者	授受者		發受信者	簡番号／出典
		遮要	懸泉		
H1	出西合檄板檄一	府・陽関	↑	縣泉御	H190DXT0111①:98 ／《上》
H2	入西書二封	府	↑	縣泉御	H190DXT0114②:137 ／《上》
H3	西書二封	太守府	↑	淵泉丞・冥安右尉	H190DXT0216②:344 ／《上》
H4	出西合檄三	使者陵君魏君・犧和公孫掾	↑	縣泉御	H192DXT0907③:3 ／《上》
H5	書一封	大將軍司馬儲夫子	↑	廣至丞	V92DXT1410③:121 ／《上》
H6	出東書一封	霍長	↓	復作	I90DXT0111②:39 ／《上》
H7	書一封	敦煌長史	↓	縣泉御	I90DXT0114③:6 ／《上》
H8	入東綠緯書一封	敦煌長「上」	↓	御某	H190DXT0114②:165 ／『积粹』245《上》《上》
H9	出綠緯書一封	西域都護「上」	↓	縣泉佐	H190DXT0114②:206 ／『积粹』146《上》
H10	東書二封	長史	↓	淵泉	H190DXT0114④:292 ／《上》
H11	出東合檄一	鮑掾	↓	縣泉	H190DXT0214①:13 ／《上》
H12	入東記一	敦煌長史	↓	置佐	H190DXT0214①:27 ／《上》
H13	入東綠緯書一封	敦煌庫令「上」	↓	縣泉佐	H190DXT0214②:194A ／《上》
I4	種類表示	發受信者	遮要授受者	發受信者	簡番号／出典
I1	入東軍書一封	玉門都尉「上」	↓	遮要殿吏	H190DXT0214②:239A ／《上》
I2	入東軍書一封	玉門都尉「上」	↓	遮要驛吏	H190DXT0214②:266A ／《上》《上》
I3	入東軍一封	使者解君「上」	↓	遮要驛吏	H190DXT0214②:267A ／《上》《上》
I4		甘井驛吏	↓	遮要驛吏	H190DXT0214②:268 ／《上》

I 《甘井——遮要》

J 《臨泉—石靡》

	種類表示	発受信者	臨泉	石靡	発受信者	簡番号/出典
J1	入西書四封	府	臨泉	石靡	廣至長・中部司馬	II90DXT0111①:219 /《H》
J2	東書五封	敦煌	臨泉亭長	石靡亭長		VDDXT1512③:17 /《カ》
	東書八封	太守	臨泉	石靡卒	酒泉府・左馮翊・右扶風・河東太守府	VDDXT1611③:308 /『釈粹』109
J3	板檄四	太守			魚澤候	
	楊檄三	龍勒長			東部水	
J4		楊建	臨泉亭長	廣至石靡亭長	都史張卿	IIDXT0213③:26 /《カ》

※J2は、敦煌県樂望亭→效穀県安民亭……臨泉亭→石靡亭という経路で伝送されたものである。
 ※J4は、廣至石靡亭→臨泉亭→西門亭……廷（效穀県廷）という経路で伝送されたものである。

K 《母窮—臨泉》

	種類表示	発受信者	母窮	臨泉	発受信者	簡番号/出典
K1	出西書板檄三函一		母窮	臨泉卒		V92DXT1210③:12A
K2	出西書四封函一		母窮卒	臨泉卒		VDXT1210③:84A /《ウ》
K3	出西書第一篋檄一		母窮卒	臨泉卒		VDDXT1210③:100A /《ウ》
K4	出西書三封檄一函		母窮卒	臨泉卒		V92DXT1210③:102A /《ウ》

L 《懸泉—石靡》

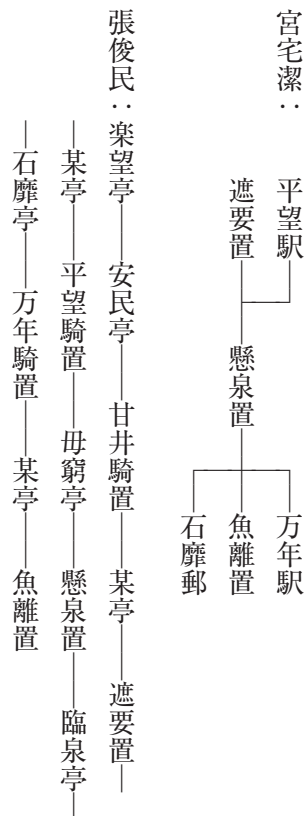
	種類表示	発受信者	懸泉授受者	石靡授受者	発受信者	簡番号/出典
L1	出西書三封	府	懸泉御	石靡御	淵泉・農史	II90DXT0215①:26 /《H》
	合檄二封	府			左丞長	
L2	入西書八郵行	龍勒	懸泉郵	石靡郵	冥安長	VI90DXF130①:5 /『釈粹』116《ウ》《H》

M 《懸泉—広至》

	種類表示	発受信者	授受者	授受者	授受者	発受信者	簡番号/出典
M1	入板檄一	府	遮要者	懸泉授受者	廣至	樊隆	II90DXT0114 ③:425 /《H》
M2	入東入檄二	敦煌長史	廣至	懸泉御	大房	淳于掾	II90DXT0111 ①:212 /《H》
	書一封	西域騎都尉	尉	(遣)御	(行)	公車	
M3	出東書四封	敦煌太守	廣至	懸泉	置佐	勸農掾・勸農史・廣至・冥安・淵泉	IIDXT0114 ②:294
	合檄一	鮑彭	廣至	置佐	(廣至) 廣至	東道平水史杜卿	『釈粹』111
	府記四	鮑彭	廣至	置佐	(廣至) 廣至	廣至・淵泉・冥安・宜禾都尉	

懸泉置漢簡の文書伝送記録からは、文書授受者の所属施設について表所掲のA～Mの十三の組合せが確認できる。以下、この組合せを検討す

ること、文書伝送経路を明らかにしてゆくのであるが、懸泉置漢簡に見える文書伝送経路については宮宅潔・張俊民による考察が既にあるので、それについて一言触れておきたい。二人の想定する文書伝送経路を示そう。



宮宅潔がこの経路を発表して以降、個別の論文の中で引用によって我々の知る所となった懸泉置漢簡が少なからずあるので、それによって宮宅潔の提示した経路を補足する必要がある。一方、張俊民の文書伝送経路想定については方法的に問題がある。一つは、懸泉置周辺の伝送経路は一本であることが前提とされているように思われる点である。しかし、宮宅潔の想定する経路が複数であるように、懸泉置周辺の文書伝送経路が一つとは限らない。もう一つは、置と置の間に騎置が置かれ、置と騎置との間に亭が置かれるという形がまた前提となつていふことである。しかしながら、簡牘資料にはその前提を明らかに示す記述は確認できない。両者が既に懸泉置周辺の文書伝送経路を提示しているにも拘わらず、ここで改めて文書伝送記録そのものに戻って考察しようとするのはかかる理由のためである。

従来、文書授受者の所属施設の組み合わせが、即ち文書伝送経路であ

ると見なされてきた。例えば、M2・M3では、広至に所属する吏が懸泉置に「東檄」「東書」を伝送してきているが、従来の理解ではこの授受の事例から、(西) 広至——懸泉置(東) という文書伝送経路が想定された。ところが、GやHの例に明らかのように広至は懸泉置の東に位置するのであるから、この経路を想定することは誤りである。M1のように同一人物によって広至→懸泉置→遮要と文書が運ばれることがあることからすれば、M2やM3の事例は、懸泉より西に出張していた広至所属の吏が出張から戻ってくる際に文書を運んできたのであろう。このように、懸泉置漢簡では文書授受者が自分の所属施設を離れて文書伝送をしている場合もあり、文書授受者がA所属とB所属であるからといって、必ずしも文書が施設Aから施設Bへ伝送されたとは限らないことに留意が必要である。文書伝送記録の中で、同一の文書授受者の組み合わせが複数確認されるものに限つたのはその為他に他ならない。

文書伝送経路のより正確な復元の為に、本稿では、文書授受者の所属施設に加えて、文書授受者の肩書きにも注目した。表のA・I・Kなどに顕著なように、文書授受者の所属施設によって分けられたAからMまでの組合せにおいて、文書授受者の肩書きは概ね一定である。例えば、Aは駅騎か駅小史、Iは駅か駅吏、Kは全て卒である。このように文書授受者の肩書きが概ね一定しているということは、その肩書きを持つ者が所属する機関、即ち、駅騎や駅小史であれば駅、卒であれば亭がそこで文書伝送を担当していたということを示すものであり、それは文書伝送の方式と密接に関係すると思われる。そこで、文書授受者の所属施設とその肩書きの二つを基準として、懸泉置周辺の文書伝送経路を考えてゆこう。

まず、A《平望》——懸泉——万年・B《平望》——懸泉・C《懸泉》——万年の三つの組合せを取り上げよう。BとCは懸泉で接続し、Aがそ

の全体を包含しているので、A・B・Cは一つの文書伝送経路を構成していたと考えられる。文書授受者の面からもそれが確認できる。A・B・Cそれぞれの文書授受者の肩書きは、Aが駅騎・駅小史、Bが駅騎・郵人、Cが駅佐・駅騎・駅小史である。Bに見える郵人以外は、駅に所属する吏卒^⑩である。なお、Cにはこの他に「萬年驛某」という形で肩書きの明示されていない例があるが、その某が万年駅に所属する吏卒であることは間違いない。そうすると、駅による文書伝送経路として平望——懸泉——万年が想定できる。

つぎに、D《平望——臨泉》とE《臨泉——万年》について。Dの方は、D2に機関名を記さない「平望」が見える他は全て駅に所属する吏卒である。Eの方は、臨泉亭長も見えるが、D・Eの他例から臨泉に駅が置かれていたことは間違いない。そうすると、DとEの平望——臨泉——万年についても駅による文書伝送経路と想定できよう。

これらの二つの経路、即ち、平望——懸泉——万年と平望——臨泉——万年は、ともに駅による文書伝送経路である上に平望と万年が共通する。従って、平望・万年間の駅による文書伝送については、途中、懸泉を通過する場合と臨泉を通過する場合の二経路が存在したことになる。

次に、F《遮要——懸泉——魚離》、G《懸泉——魚離》、H《遮要——懸泉》について。GとHは懸泉で接続し、Fがその全体を包含している。F・G・Hは一つの文書伝送経路を構成していたと考えられる。ここに見える懸泉・遮要・魚離がいずれも置であることは次の簡からわかる。

10 神爵四年四月丙戌、大守守屬領縣泉置、移遮要置

IDXT0309③:37 / 『积粹』七二、《ア》《オ》

11 魚離置爲長羅侯車吏士、置傳一封詔□

IDXT0309③:309 / 『积粹』一九七

また、F・G・Hそれぞれの文書授受者の肩書きをみると、御と佐で約三分の二を占めるが、「置御」(G12)、「置佐」(G9)とあるように御も佐も置に所属する者である。それ故、遮要——懸泉——魚離は置による文書伝送経路として想定できる。

I《甘井——遮要》は遮要で先の遮要——懸泉——魚離に接続するが、Iの文書授受者の肩書きはほとんどが駅・駅吏であって、置による伝送であるF・G・Hとは異なり、駅による伝送であるA・B・Cに一致する。それ故、甘井——遮要は遮要で遮要——懸泉——魚離に接続するが、これとは系統を異にする文書伝送経路と考えるべきであろう。

J《臨泉——石靡》とK《母窮——臨泉》は臨泉で接続する。文書授受者の肩書きは、Jが亭長と卒、Kが卒で、Kの母窮卒は亭に所属する卒である^⑪ので、J・Kは共に亭による文書伝送と考えられる。J・Kを直接繋ぐ事例は確認できないが、表のJ2は亭による母窮——臨泉——石靡の文書伝送経路の存在を示唆するものである。J2を挙げよう。

J2 東書五封太守章 甘露元年四月、安民亭長誼光受敦煌樂望亭真如、到臨泉亭長賀付石靡亭長武、道延袤百卅里、行十五時。

VDXJT1512③:17 / 《カ》

ここでは敦煌渠樂望亭→安民亭……臨泉亭→石靡亭と、亭を繋ぐ形で文書が伝送されている。この簡は效穀県内の文書伝送状況の報告であるが、安民亭から臨泉亭までの授受については省略されているが、亭による文書伝送であるから、臨泉亭に文書を伝送したのは、Kで臨泉亭に伝送し

ている母窮亭と考えてよいだろう。それ故、亭による文書伝送経路として母窮——臨泉——石靡が想定できる。

残る二つのうち、L《懸泉——石靡》は、その文書授受者がL1では御、L2では郵となっている。御と郵による文書伝送は先述のように異なる伝送方式と思われるし、事例も伝送方式を異にするこの二例のみなので、Lの文書伝送経路を想定することは保留したい。また、M《懸泉——広至》であるが、M2とM3に基づいて文書伝送経路を想定するには問題があること、先述の通りである。

以上の検討から、懸泉置周辺には次の四つの文書伝送経路が想定される。

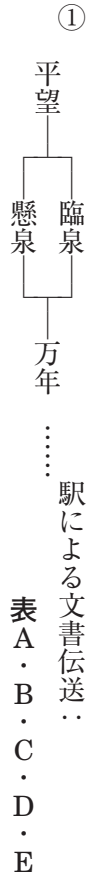


表 A・B・C・D・E

② 甘井——遮要 …… 駅による文書伝送…表 I

③ 遮要——懸泉——魚離 …… 置による文書伝送…表 F・G・H

④ 母窮——臨泉——石靡 …… 亭による文書伝送…表 J・K

次には、これら四つの文書伝送経路と郵行方式などの文書伝送方式との対応関係について考えよう。

(二) 懸泉置周辺の文書伝送経路と文書伝送方式

初めに駅による文書伝送の経路である①②を取り上げよう。①②に見

える万年・平望・甘井は騎置とも呼ばれている。

12 效穀甘井騎置一所第二 馬三匹 吏一人 小未傅三人
II90DXT0115③:32 / 《ウ》《エ》

13 效穀平望騎置一所第四 馬三匹 吏一人 小未傅三人
II90DXT0216②:341 / 《ウ》《エ》

14 □□四、願與萬年騎置券付
IIDXT0215③:217B / 《ウ》

騎置には吏一人、馬三匹、小未傅三人が配備されていたが、騎置に置かれている馬は駅馬であること、さらに、その駅馬を飼育管理するのが駅騎であったことが次の二簡からわかる。

15 甘露二年七月戊子朔辛丑、敦煌大守千秋・長史奉憲・丞破胡謂效穀書言、甘井驛馬一匹病狂、懸泉驛馬一匹、傷脊不可用行軍書、有到、擇騎馬厚輕者二匹補傷。敦煌養食母令羸瘦。遣
II90DXT0115③:79 / 《ヒ》

16 庚辰朔壬寅、懸泉廐佐世敢言之。爰書。驛騎莊光告曰、所葆養驛馬一匹、驛乘、左驃、齒十二歲、高五尺□□診馬死丞祿前。身完母兵刃木索。病中強上。死審證之。它如爰書。敢言之。
VDXT1412④:2 / 《オ》

史料15に「甘井驛馬」とあり、史料16には「驛騎莊光」が「驛馬一匹」を保養しているとある。このように、騎置には駅馬が置かれ、その駅馬

は駅騎が飼育していたのであるから、駅騎は騎置にいたことになる。次の簡は、騎置に亭長及び駅騎がいたことを示すものである。

17 今萬年騎置亭長□□及驛騎□□等臨泉譯行□

VDXT1310③:98 / 《ウ》《カ》

これと先の史料12・13とを重ねれば、史料12・13の吏が亭長で、小未傳が駅騎に当たるだろう。また、①②の経路上に位置する懸泉置・遮要置にも騎置が置かれていたことが次の簡からわかる。

18 縣泉置騎置 西到平望騎置五十里□

東出廣至萬年騎置冊□

V92DXT1411②:55 / 《ウ》《エ》

19 效穀遮要騎置一所第三 馬三匹 吏一人□

V90DXT1812②:103 / 《ウ》《エ》

このように懸泉置や遮要置に騎置が置かれていることから、同じ置である魚離置にも騎置が置かれていたと考えられるが、G17⁴⁴に「魚離驛騎」と見えることから、魚離置にも騎置が置かれていたことは間違いない。同様に、D3・D4に「臨泉驛騎」とあることから、臨泉にも騎置が置かれていたことがわかる。このように、駅による伝送経路である①②は騎置を駅騎・駅馬で繋いで文書を伝送する方式であったと言えよう。そうすると、平望騎置——遮要騎置もこの文書伝送経路の一部を構成していたと考えるべきであろう。従って、駅による文書伝送経路①②は、

⑤ 甘井騎置——遮要騎置——平望騎置——臨泉騎置——萬年騎置——魚離騎置——懸泉騎置

と連続するものと考えられる。

この駅による文書伝送経路の文書授受者(表A・B・C・D・E・I)は、先述のようにB1の郵人を除き全て駅に所属する吏卒であった。その郵人は郵に配属された文書伝送要員であるから、⑤においては、駅による文書伝送の中に一例だけ郵による文書伝送が混在していることになるのであるが、次掲の文書伝送記録はこの点を考える上で注目される。

20 出西書一、郵行、書河南丞印章、三月五日起、蒲驛□落蒨頭、詣□、

一簡嚴、詣府。永光十四年四月廿九日、日中三刻盡時、縣泉驛佐吾

武付毋窮驛佐魏勻

V191DXF13C②:7 / 《エ》

これは、河南丞印で封印された「西書」一通の文書伝送記録であるが、「出西書一」の後ろに「郵行」と記されている。郵によって伝送されているL2にも同様に「郵行」と記されており、この「郵行」が郵による伝送を指示した語であることが確認できる。従って、同じく「郵行」と記されている史料20も郵によって伝送されていると考えなければならぬが、この「西書」を授受しているのは駅に所属する駅佐なのである。⁴⁷その場合、解釈の可能性は二つ考えられる、一つは、郵によって伝送される文書は郵人と駅所屬の吏卒の両方によって伝送されたという解釈。もう一つは、史料20は本来郵が伝送すべき文書を何らかの事情によって駅が伝送している例外的な事例で、駅による文書伝送と郵による文書伝送は明確に区別されていたという解釈である。この問題に対する答えは次の文書伝送記録の中にある。

21 東書四、尺檄四、郵行、尺檄二、西部督郵印、閏月十日起、二十二

日起、一詣東部督郵、驛馬行（以下略） VIF13C②:5A / 《ア》

ここでは冒頭に「東書四、尺檄四、郵行」とあって、その次の「尺檄二」は冒頭の「尺檄四」の内訳に当たろう。その「尺檄二」の一つは「東部督郵」宛で「驛馬行」とあるが、冒頭ではこの「尺檄二」を含む「尺檄四」について「郵行」と言っているのだから、この場合、「郵行」と「驛馬行」は同じと考えなければならぬ。また、この文書伝送記録には受け渡し日時と担当者の記載はないが、L2では、「郵行」と指示された「西書八」が石麿郵の牛羌から懸泉郵の孫沖に渡されたことが記録されており、この「西書八」が二便として一括で取り扱われていることがわかる。そうすると、先の「驛馬行」の「東部督郵」宛尺檄を含む「東書四、尺檄四」も一便として一括輸送されたのであり、その送付形態が「郵行」であったと考えなければならぬだろう。

「驛馬行」と記される文書は、C2、C7に見えるように、駅によって伝送されており、一方、先述のように「郵行」と記される文書は郵によって伝送されている。そして、その「驛馬行」と「郵行」が同一便中に混在し、全体では「郵行」と記されているのである。これらの事実を総合的に理解するためには、「驛馬行」と「郵行」、即ち、駅による文書伝送と郵による文書伝送は実態として同じであったと考えるほかない。そう考えるならば、駅による文書伝送経路（表A・B・C・D・E・I）の中で、B1だけが郵人によって文書が伝送されていることも疑問とするに足らない。⁴⁸先述のように、郵人が一例のみで、その他は全て駅による文書伝送であることからすれば、懸泉置周辺では郵の代わりに驛馬を配備した騎置が置かれたのであろう。つまり、郵による文書伝送は、地域によっては郵の代わりに驛馬を配備した騎置によって伝送される場合もあったと

考えられるのである。

次に、③遮要——懸泉——魚離を考察しよう。この経路は、置所属の吏卒による文書伝送の経路であったが、先述のように、懸泉置は史料7に見える埴池——鱧得——昭武——祁連置——表是……玉門——沙頭——乾齊——淵泉と続く幹線道路上に位置していた。③の経路を通るG3には、「其書一封、破、旁封鱧廢、詣敦煌府」とあるように、封印が壊れたため「鱧廢」の印で再度封印されている敦煌太守宛文書一通があるが、この「鱧廢」とは鱧得県の廢ではないだろうか。史料1にあるように二年律令には封印が壊れた場合、経路上の県で再封印することが規定されていたが、この「鱧廢」印はそれに当たるだろう。そうすると、G3は鱧得県を通じて懸泉置まできたことになり、③遮要——懸泉——魚離の経路が史料7に見える幹線道路に続いていった証となる。

ところで、先に検討した⑤は、魚離騎置（魚離置）——万年騎置——懸泉騎置（懸泉置）／臨泉騎置——平望騎置——遮要騎置（遮要置）——甘井騎置と繋ぐ文書伝送経路であったが、この内、魚離置・懸泉置・遮要置を繋ぐのが③である。つまり、魚離騎置（魚離置）から甘井騎置へと続く同じ経路を通りながら、置だけを繋ぐ形で文書が伝送されるのが③、単独設置の騎置と置に併置された騎置の両方を繋ぐ形で文書が伝送されるのが⑤という関係になる。先述のように⑤が郵行方式に当たるのであれば、⑤と同じく幹線道路上を通りながら置だけを繋ぐ形で文書が伝送される③が県次方式に当たることになる。

このような⑤と③の伝送形態は、第一章で述べたところの郵行方式と県次方式の伝送形態、即ち、郵行方式・県次方式はともに幹線道路上を伝送してゆくもので、県次方式は幹線道路上に位置する県・置を繋ぐ形で文書が伝送され、一方の郵行方式は幹線道路上に置かれた県及び県と県との間に原則十里ごとに置かれた郵を繋ぐ形で文書が伝送されるとい

う伝送形態と、郵を騎置に置き換えれば完全に一致する。

最後に、④の文書伝送経路であるが、先述のように亭によって文書が伝送されていることから、亭行方式に当たるだろう。亭行方式の文書伝送経路である④は、懸泉置周辺では毋窮——臨泉——石靡と続くが、前掲J2に拠れば敦煌県楽望亭——安民亭……臨泉亭——石靡亭と続いていることがわかる。ここに見える安民亭と臨泉亭は、次の簡に見える。

22 安民亭寫傳至臨泉亭 □ IIDXT0216③:138A / 《カ》

「寫傳」とあるように、この宛先の記載は安民亭から臨泉亭までこの文書を複写して伝送することを命じたもので、安民亭から臨泉亭まで亭をつなぐ形で文書伝送が行われていたことを示す。次の簡も同様の記載様式をもち、こちらには甘井亭が見える。

23 甘井亭以東寫傳至臨泉、以亭行 □ IIDXT0215②:034 / 《カ》

ここでは甘井亭から東、臨泉亭まで「以亭行」、即ち亭行方式で文書を伝送せよと指示されていることから、甘井亭から臨泉亭まで亭をつなぐ形で文書伝送経路が存在したことがわかる。さらに、遮要——臨泉の経路もあった。

24 遮要以東寫傳至臨泉 □ VDXT1310③:135A / 《ウ》

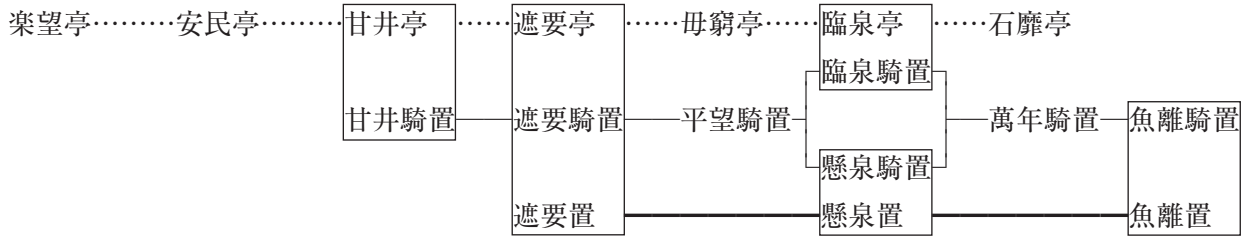
九月戊午、郵書令史弦告遮要以東亭長。問者郵書皆不中程、諸券相付受日時、甚母狀、自今以來、使界上置函刺、外常完函 □

VDXT1310③:135B / 《ウ》

表面に「遮要以東寫傳至臨泉に至る」とあるが、裏面に「遮要以東の亭長」とあることから、遮要から臨泉まで亭を繋ぐ形で文書が伝送されたことがわかる。

このように、亭行方式の臨泉以西の経路については、安民亭——臨泉亭、甘井亭——臨泉亭、遮要亭——臨泉亭の三経路が簡牘には見える。これらの三経路が相互に独立した別の経路である可能性も無いではないが、甘井・遮要はともに郵の伝送経路上に位置するし、亭による東西方向の文書伝送経路が三本もあるとは考えにくいので、これらの亭は一本の経路上に位置すると考える方が妥当であろう。では、安民亭・甘井亭・遮要亭の位置関係はどうだったのだろうか。II・12・13より、甘井が遮要の東に位置したことがわかる。また、甘井騎置は效穀県所屬(史料12)で、安民亭が敦煌県楽望亭(前掲J2)と県境を挟んで隣接していることから、安民亭は甘井亭よりも西に位置することになる。その結果、この亭による文書伝送経路は、西から安民亭……甘井亭……遮要亭……臨泉亭と並んでいたことになる。

以上述べたように、懸泉置周辺には三系統の文書伝送経路が存在し、⑤が郵行方式、③が県次方式、④が亭行方式の伝送経路に当たる。これらの三経路は、文書伝送方式を異にするものでありながら、各々が完全に独立して存在していたわけではない。郵行方式の⑤と県次方式の③とが重なることは先述の通りである。また、複数の文書伝送方式が中継地点として同一施設を共有する場合もあった。即ち、臨泉は、表のDに「臨泉驛騎」とあるように騎置が置かれた一方で、史料22には「臨泉亭」とあるので、騎置と亭が併置されていたことになる。同様に、甘井についても史料12に「甘井騎置」、史料23に「甘井亭」とあり、遮要についても史料19に「遮要騎置」、史料24に「遮要以東亭長」とあることから、甘井と遮要には騎置と亭が併置されていた。さらに、遮要については、史



———：置による文書伝送= 県次方式……表 F・G・H
 ———：郵による文書伝送= 郵行方式……表 A・B・C・D・E・I
 ……：亭による文書伝送= 亭行方式……表 J・K

秦漢時代の文書伝送方式

料10に「遮要置」とあることから、騎置・亭に加えて置も併置されていた。騎置は郵行方式の、置は県次方式の中継点であるから、樂望亭から石靡亭へと続く亭行方式の文書伝送経路は、甘井と臨泉で郵行方式の文書伝送経路と、遮要で郵行・県次両方式の文書伝送経路と接続していたことになる。

以上の検討で明らかになった懸泉置周辺の文書伝送経路を图示すると上のようになる。なお、安民亭・甘井亭・遮要亭・母窮亭それぞれの間に別の亭があったか否かについては明らかでない。

(三) 郵行方式と県次方式の運用

本節では、三つの文書伝送方式のうち、郵行方式と県次方式の運用について検討することにした。初めに文書の種類や宛先と文書伝送方式との関係について見てみよう。

表のA～EとIは郵行方式で伝送された文書であるが、そこには、

皇帝の璽書 (A1)、上書 (A2、A4、B2、C3、C5、C6、D2)、軍書 (B1、E1、I1、I2、I3) が見える。璽書と上書は皇帝が直接の発受信者となる文書である。「軍書」で宛先のわかるのは「行在所」(B1)、「王路四門」(E1)であるが、「行在所」は皇帝の所在を指し、「王路四門」は公車司馬の王莽期の名称で、その公車司馬は上書の受領を掌るので、行在所宛と王路四門宛の文書はともに上書に当たる。I1・I2・I3は軍書で宛先を明記しないが、いずれも発信者の部分に「上」とあり、同じく軍書で「上」と記すB1は先述のように上書に当たるので、I1・I2・I3も上書と考えてよいだろう。「東書」で宛先を明示しないD3も発信者部分に「上」とあることから上書と考えてよい。以上の例から、皇帝の下す文書や皇帝宛の上書・軍書は郵行方式で伝送されたと考えられる。

一便に含まれる文書数に目を向けると、郵行方式の特殊性が浮かび上がってくる。県次方式や亭行方式では複数の文書を一緒に伝送している場合が多いのに対して、郵行方式での上書・軍書の伝送は、A2を除き全て一封のみである。そのA2も、発信者である長羅侯と烏孫公主は共に烏孫の都であった赤谷城にいたと考えられるので、二通の上書は一緒に発送されたと思われる。このように上書・軍書が一封または同時作成の複数封のみで伝送され、他の文書と一緒に伝送されていないことから、上書・軍書はそれが作成された時点で随時発送され、宛先に到着するまでそれ単独で伝送されたと考えられる。それ故、郵行方式は皇帝発受信文書専用の伝送体制という機能を果たしていたと言えよう。

郵行方式の残りの例で種類表示が確認できるのはC2とC7であるが、共に「驛馬行」と記されている。「驛馬行」と指示されたC2は皇帝宛ではなく刺史・従事宛であることから、皇帝宛以外の文書でも「驛馬行」と指定することで郵行方式で伝送されることがわかる。ただし、二年律令の規定では郵行方式で伝送されるのは「制書」と「急書」であったので、

C2は「急書」に該当するのだろうか。

このように、郵行方式で伝送されるのは、皇帝の璽書と皇帝宛て上書・軍書、および「急書」に該当し「驛馬行」と指示されたものに限られたと考えられる。ところが、皇帝の発信した文書および皇帝宛の文書の全てが郵行方式で伝送されたわけではない。

皇帝の璽書(A1)は郵行方式であったが、F1にみえるように詔書は県次方式によって伝送されている。皇帝が下す詔書ではあるが、送付されている詔書の直接の発信者が車騎將軍であるためであろうか。居延漢簡にも太守が発信した詔書の例があり、こちらも郵ではなく卒によって伝送されている。また、璽書は単独で伝送されているが、F1では詔書が他の公文書と一緒に伝送されており、詔書であるからといって特別の取り扱いを受けているわけではない。

逆に、皇帝宛の文書について言えば、H8・H13が公車宛、H9が行在所公車司馬宛で、いずれも発信者の部分に「上」とあるので上書であるが、全て県次方式で伝送されている。これらは全て「緑緯書」と記されている。H9に「緯長丈一尺」とあることから緑色の紐で縛られた文書のようにあるが、「緑緯」はB1にも見え、B1は「行在所」宛の軍書であった。それ故、H8・H9・H13も軍書と考えられる。同じ軍書でありながら、これらは郵行方式ではなく県次方式で伝送されているのである。

上書・軍書はこのように郵行方式と県次方式の両方で伝送されたのであるが、上書・軍書以外の文書も同様であった。長史から刺史・從事宛ての文書であるC2は「驛馬行」と指示され郵行方式で伝送されているが、C2と同じく郡太守・長史から刺史へと送られているG14とG18は、郵行方式ではなく県次方式で送付されている。このように、上書・軍書でもそれ以外の文書でも、発信者と宛先を同じくする文書が郵行方式と県次方式の両方で伝送されているのであるが、その具体的な使い分けについては

明らかでない。

皇帝発受信文書専用の伝送体制としての郵行方式では殆どの場合文書一通だけで伝送されているのに対して、県次方式は複数の文書を一緒に伝送している場合が多い。県次方式で一便の中に複数の文書が含まれるのは、文書伝送の中継点で文書を集配しながら伝送したからである。例えば、G7は長史・淵泉丞・冥安令・魚離置丞発信の「西檄五」を懸泉御が魚離御から受領した際の記録であるが、「西檄五」の中に魚離置丞発信の檄が一つ含まれている。つまり、この文書は魚離置まで送られてきたところで魚離置丞発信の檄が追加されて懸泉まで伝送されたと考えられる。文書の封印から伝送状況を復元すれば、初め、淵泉丞発信の檄二つが淵泉県から冥安県まで伝送され、そこで冥安令発信の檄一が追加されて魚離置に送られ、そこでさらに魚離置丞発信の檄一が追加されて懸泉まで伝送されてきたということになる。各中継点においてそこにある文書を加えて一緒に伝送したために、一便の中に複数の文書が含まれることになったのだろう。漢帝国の都と各地方とを結ぶ文書伝送には郵行方式と県次方式があったが、郵行方式が皇帝発受信文書の伝送体制として主に運用されていて、各官署の間で遣り取りされる一般の文書は限られた場合のみ郵行方式で伝送されていることから、むしろ、県次方式こそが漢帝国全土に文書を伝送する大動脈としての役割を果たしていたと考えるべきであろう。

文書伝送の大動脈であるわりに、県次方式の文書伝送体制は十分に整備されていたとは言いがたい状況だったようである。県次方式に当たる表のF・G・Hに見える文書授受者の三分の二を置所属の吏である御と佐で占めるものの、文書伝送がその職務であったとは考えにくい馬医(G5、G14)や、奴(G3、G15、H6、H8、H9、H12、H13)や復作(H5)も文書伝送を担っており、文書の伝送が特定の吏卒の職務として定まっていたわけではない

い。また、懸泉置での文書授受者が御や佐であることから県次方式での文書伝送と考えられるM1では、広至から懸泉置まで文書を送ってきた広至の魏大房にさらに遮要まで文書を送っているし、同様に県次方式と考えられるM2・M3では、広至の尉や廢佐が敦煌方面への出張から広至へ戻る際に文書を送ってきたと思われること、先述の通りである。このように文書伝送を担う者が一定していないことから、県次方式での文書伝送は郵行方式のように専任の要員によって行われていたわけではなく、その時その時に適当な者を選んで文書を送らせていたようである。

以上、三節に亘って懸泉置周辺の文書伝送について考察してきた。そこで、この結果を踏まえて、前章で残したままとまっている東海郡の郵設置範囲についての問題を最後に考えることにしよう。

結びにかえて——三つの文書伝送方式の配置

本稿第二章では、東海郡における郵の配置について、一、東海郡内を通る幹線道路の一部のみ置かれた可能性と、二、郡内の郵佐設置県侯国を通る幹線道路の全てに置かれた可能性の二つを想定したが、前掲の史料24はこの問題を解決する手掛かりを与えてくれる。史料24には「郵書令史弦告遮要以東亭長。間者郵書皆不中程」とあって、郵書令史が遮要以東の亭長に対して文書伝送状況の調査を命じている。これまでの懸泉置漢簡の分析では、亭長が管理する亭は亭行方式の文書伝送に関わる機関で、郵行方式の文書伝送には関わっていないかった。それにも拘わらず、亭長に伝送状況の調査命令を下しているということは、郵書令史は郵によって文書が伝送される郵行方式だけでなく、亭によって文書が伝送される亭行方式についても管理していたということを示す。

このように、郵書令史が郵行方式以外の文書伝送方式も管理していた

とするならば、郵書令史と同じく文書伝送を管理していたと思われる郵佐も同様であったろう。そうであるならば、東海郡において郵佐配置県を郵行方式の文書伝送経路が通過していたと考える必要はなくなるのである。東海郡には三四郵が設置されていたが、十里毎の設置では東海郡を南北に抜ける経路の全域に郵が設置できないことを踏まえれば、郵は六つの郵佐配置県侯国を通る幹線道路のうち郡治郷県を通る下邳——郷——臨沂の経路にだけ置かれたと考えるのが妥当であろう。

先述のように、郵行方式と県次方式の経路は重なっていたので、下邳——郷——臨沂の経路は郵行方式に加えて県次方式での文書伝送も行われていたと考えられる。では、これ以外の幹線道路ではどうだったのだろうか。それを考える手掛かりとなるのが次の二簡である。

25 出北書一封、大守章、詣都尉府 七月壬申夜食時、甘井卒充付郵門卒安
VDXT1210③:A / 《ウ》

J4 □元康元年十一月甲午、日舖半時、臨泉亭長彭情受廣至石靡亭長蹇。 □長歩安付其廷。道延袤百廿四里廿歩、行十二時、中程。
IIDXT0213③:26 / 《カ》

史料25では、甘井卒が中部都尉府宛て文書を中部都尉府の郵門卒に渡している^⑥。甘井には騎置と亭が併置されていたがここでは甘井卒と郵門卒によって文書が伝送されていることから、甘井までと甘井——都尉府間は亭行方式で文書が伝送されたことになろう。また、史料J4では、広至石靡亭長↓臨泉亭長↓……↓西門亭長↓廷(效穀県廷)と文書が伝送されているが、亭をリレーされていることから、亭行方式での文書伝送と

わかる。つまり、中部都尉府と效穀県廷はどちらも県次方式の文書伝送経路上には位置しておらず、亭行方式によって文書が伝送されているのである。懸泉置漢簡を見る限り県次方式は郵行方式とその経路が重複しており、また、県次方式の文書伝送経路上に位置しない都尉府・県廷が存在したことから、県次方式は郵行方式とその経路を同じくし、その経路以外の部分については亭行方式によって文書が伝送されたと考えられるのである。

懸泉置周辺では平望騎置と万年騎置にも亭が併置されていたが、この二亭は亭行方式の文書伝送経路には含まれていない。このことから、亭行方式はその地域に存在する亭の中の特定の亭だけを繋ぐ形で形成された経路の上を行き来する文書伝送方式であったことがわかる。従って、尹湾漢簡「集簿」によれば東海郡内には六八八の亭が設置されていたが、その中の特定の亭を繋ぐ形で亭行方式の文書伝送経路が設置され、それが下邳——郟——臨沂の経路上に位置しない県・侯国などを結んでいたであろう。

このように書くとも亭行方式は郡国内の文書伝送だけを掌る方式と思われるかもしれないが、亭行方式は隣接する郡国を繋ぐものでもあった。亭行方式の文書伝送であるJ3には、広至県・冥安県といった敦煌郡の属県宛ての文書の他に、敦煌郡外の酒泉太守・河東太守・左馮翊・右扶風などに宛てた文書も含まれており、亭行方式では郡域を超えた文書伝送も行われているのである。ただし、亭行方式の伝送経路が県次方式の経路とは別に長安まで続いていたわけではなく、途中、遮要のように亭行方式と県次方式の経路が接続している中継点からは県次方式によって伝送されたのだろう。

本稿の初めに紹介したように、陳偉は郵行方式と県次方式を二つの基本的文書伝送方式と考え、郵行方式は郡と郡を結ぶ幹線道路上に置かれ、

それ以外の部分は県次方式によって文書が伝送されたと考えていたが、本稿の考察結果によれば、郵行方式と県次方式は共に郡と郡を結ぶ幹線道路上に置かれるだけで、それ以外の部分の文書伝送は亭行方式によって行われたのであり、この三方式を漢帝国全土を覆う基本的な文書伝送方式と考えるべきである。「以郵行」と「以県次伝」の見える二年律令二七三―二七五（史料1）に「以亭行」が見えないのは、冒頭に「郵人行書」とあるようにこれが郵行方式についての規定であるためであろう。なお、文書伝送方式としてはこれらの他に燧を順に伝送してゆく燧次方式もあったが、燧は長城付設の軍事施設で、「燧次行」と記された簡牘も長城遺址出土簡に限られることから、これは長城地帯に限って設置された文書伝送方式と考えるべきであろう。

以上、長々と秦漢時代の文書伝送方式について考察してきたが、その結果、三つの伝送方式の存在およびその相互関係の一部は明らかにできたとと思う。しかし、例えば、県次方式と亭行方式の具体的な使い分けなどについては結局よくわからぬままとなってしまう。今後、懸泉置漢簡や里耶秦簡が全面的に公表されれば、これらの問題も解決されるであろうが、その時には、本稿での結論もまた修正を余儀なくされることになる。本稿を、懸泉置漢簡などが公表された時の議論のたたき台として提示する所以である。

【懸泉置漢簡出典一覧】

- 『釈粹』…中国文物研究所胡平生・甘肅省文物考古研究所張德芳『敦煌懸泉漢簡積粹』（上海古籍出版社 二〇〇二）
- 《ア》…呉昶驥「説『都吏』」（『簡牘学研究』四 二〇〇四）
- 《イ》…張俊民「敦煌懸泉出土漢簡所見人名綜述（二）——以少数民族人名為中心的考察」（『西域研究』二〇〇六―四）

《ウ》…張経久・張俊民「敦煌漢代懸泉置遺址出土的『騎置』簡」(『敦煌學輯刊』二〇〇八—二)

《エ》…郝樹声・張德芳『懸泉漢簡研究』(甘肅人民出版社 二〇〇八)

《オ》…張俊民「懸泉漢簡『置丞』簡与漢代郵伝官吏制度演變」(『中国古中世史研究』二〇 二〇〇九)

《カ》…張俊民「敦煌懸泉漢簡所見『亭』」(『南都學壇(人文社会科学学報)』三〇—一 二〇一〇)

注

① 『漢書』卷一九上 百官公卿表上「吏員自佐史至丞相、十二萬二百八十五人。」

② 富谷至『文書行政の漢帝国』(名古屋大学出版会 二〇一〇)四〇七頁。大庭脩『大英図書館藏 敦煌漢簡』(同朋舎出版 一九九〇)、甘肅省文物考古研究所『敦煌漢簡』(中華書局 一九九一)、勞榘『居延漢簡 図版之部』(中央研究院歷史語言研究所 一九五七)、中国社会科学院考古研究所『居延漢簡 甲乙編』(中華書局 一九八〇)、謝桂華・李均明・朱国焯『居延漢簡积文合校』(文物出版社 一九八七)、甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文物研究所・中国社会科学院歷史研究所『居延新簡 甲渠候官』(中華書局 一九九四)。

③ 陳夢家『漢簡考述』(一九六三初出 『漢簡綴述』中華書局 一九八〇所収)、永田英正「陳夢家氏の破城子を居延都尉府とする説の批判」(同氏『居延漢簡の研究』同朋舎 一九八九)、李均明「漢簡所見『行書』文書述略」(一九八九初出 『初学録』蘭台出版社 一九九九 所収)、李振宏『居延地区郵駅方位考』(同氏『居延漢簡与漢代社会』中華書局 二〇〇二)など。また、文書制度全般についてのまとまった研究として、汪桂海『漢代官文書制度』(広西教育出版社 一九九九)、李均明・劉軍『簡牘文書学』(広西教育出版社 一九九九)などがある。

④ 睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社 一九九〇)、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡(二四七号墓)』(文物

出版社 二〇〇一)、武漢大学簡帛研究中心・荊州博物館・早稲田大学長江流域文化研究所・彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与奏讞書 張家山二四七号漢墓出土法律文獻釈読』(上海古籍出版社 二〇〇七)。

⑤ エノ・ギール『郵』制攷——秦漢時代を中心に——(『東洋史研究』六三—二 二〇〇四)八頁。

⑥ 甘肅省文物考古研究所「甘肅敦煌漢代懸泉置遺址發掘簡報」(『文物』二〇〇〇—五)、柴生芳(藤井律之訳)「敦煌漢晋懸泉遺址」(富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店 二〇〇三)、郝樹声・張德芳「懸泉漢簡与懸泉置」(同氏『懸泉漢簡研究』甘肅人民出版社 二〇〇八 所収)。

⑦ 中国文物研究所胡平生、甘肅省文物考古研究所張德芳『敦煌懸泉漢簡积粹』(上海古籍出版社 二〇〇一)

⑧ 懸泉置漢簡については既に、甘肅省文物考古研究所前掲「甘肅敦煌漢代懸泉置遺址發掘簡報」と胡平生・張德芳前掲『敦煌懸泉漢簡积粹』にて一部が公表されているが、その後も本稿末尾の【懸泉置漢簡出典一覽】所掲論文などにおいて個別に引用されている。本稿所引の懸泉置漢簡には簡番号、「敦煌懸泉漢簡积粹」の番号(『积粹』〇〇)と表記、【懸泉置漢簡出典一覽】の記号を附記した。なお、积文は出典によつて異なる場合がある上に、懸泉置漢簡はごく一部を除き写真が公表されていないため、积文の正誤については検証できていないことお断りしておきたい。このような不確実な史料に基づいた論考を公表することについて不見識の謗りを免れないことは重々承知しているが、本稿は懸泉置漢簡公表時の文書伝送制度研究のたたき台とすべく発表するものであり、この点、ご理解いただきたい。なお、個別論文での引用については、森谷一樹氏より情報を提供していただいた。ここに記して感謝の意を表する。

⑨ 王棟梁「從懸泉漢簡看漢代郵駅制度」(『社科縱横』二二—六 二〇〇七)、高榮「簡牘所見秦漢郵書伝通方式考弁」(『中国歴史文物』二〇〇七—六)、易桂花・劉俊男「從出土簡牘看秦漢時期的行書制度」(『中国歴史文物』二〇〇九—四)、陳偉「秦与漢初的文書伝通系統」(『里耶古城・秦簡与秦文化研究』科学出版社 二〇〇九)およびエノ・ギール前掲論文など。また、文書伝達を交通路との関係で考察した研究として、藤田勝久「秦漢時代の交通と情報社会」(同氏『中国古代国家と社会システム——長江流域

出土資料の研究』汲古書院 二〇〇九 所収)もある。

⑪ 富谷至前掲『文書行政の漢帝国』二四四頁。

⑫ 「以郵行」「以県次伝」は後掲史料1に、「以亭行」は後掲史料23にそれぞれ見え、「燧次行」は次の簡に見える。

肩水候官燧次行

32・23 (A32)

また、論者によっては「以亭行」と「亭次行」を別方式と見なすが、次の二簡の比較から「亭次行」は「以亭次行」の省略表現と考えられ、それ故、「以亭行」「以亭次行」「亭次行」は同義と考えるべきであろう。

周井私印

甲渠官亭次行

九月癸丑卒以来●一事

E.P126:7

□渠郭候以亭次行□

E.P125:20A

⑬ 陳偉前掲「秦与漢初的文書伝通系統」

⑭ 湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物処・龍山県文物管理所「湖南龍山里耶戦国—秦代古城一号井発掘簡報」(『文物』二〇〇三—一)、湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物処「湘西里耶秦代簡牘選釈」(『中国歴史文物』二〇〇三—一)、湖南省文物考古研究所『里耶発掘報告』(岳麓書社 二〇〇六)。

⑮ 『漢書』卷二八上 地理志上「南郡……縣十八、江陵。」

⑯ 『漢書』卷二八下 地理志下「張掖郡……縣十、饒得、昭武、刪丹、氏池、屋蘭、驪軒、番和、居延、顯美。」

⑰ 『漢書』卷二八下 地理志下「武威郡……縣十、姑臧、張掖、武威、休屠、揅次、鸞鳥、撲剽、媼圍、蒼枹、宣威。」

⑱ 『漢書』卷二八下 地理志下「敦煌郡……縣六、敦煌、冥安、效穀、淵泉、廣至、龍勒。」

⑲ 何双全は、史料6・7に見える県名と同じ名称を、県城そのものではなく、県名を冠した置であると考えている(何双全「漢代北西駅道与伝置」

七〇

『中国歴史博物館館刊』一九九八—二〇〇六四頁)。しかしながら、里程簡には「置」や「平林置、居延置など」「置」字のついているものがあることからすれば、置字のない県名はやはり県城そのものを指すと考えるべきであろう。

⑳ 置が設置されているのは、史料6では、茂陵・好止間(一一〇里)、涇陽・高平間(一四〇里)、媼圍・鯨里間(一八〇里)、日勒・屋蘭間(一〇〇里)、史料7では、昭武・表是間(二二里)であるが、置とそれに隣接する両県の距離は張家山漢簡・奏讞書にみえる一日の移動距離の平均八五里(藤田勝久前掲「秦漢時代の交通と情報社会」四一九—四二〇頁)を超えている。置は、それが間に置かれた二県のほぼ中間点に設置されていることから、県と県の距離が長くて一日では移動できない場合に、中間で宿泊するための施設として設置されたことが想定されよう。居延漢簡里程簡の居延置と鈞著置は、その前後の県と置との距離が等しく、置が二県の中間地点に人為的に設置されたことは明白である。『後漢書』傳五八郭太傳注所引『風俗通義』の「置者、度其遠近之置也」という説明は、このように県と県の中間地点に置を設置したことを示すものかもしれない。なお、里程簡所見の置のうち「置」だけの置は、茂陵まで三五里、好止間まで七〇里で両者の距離に大きく差があるが、これは「置」が幹線道路の分岐点に置かれたなどの事情によるのであろう。

㉑ 浜口重国「漢代の伝舎——特に其の設置地点に就いて」(同氏『秦漢隋唐史の研究』下 東京大学出版会 一九六六)、郝樹声・張德芳前掲『懸泉漢簡研究』三一頁。

㉒ 富谷至前掲『文書行政の漢帝国』二八六頁。

㉓ 甘肅省文物考古研究所前掲「甘肅敦煌漢代懸泉置遺址発掘簡報」、郝樹声・張德芳前掲『懸泉漢簡与懸泉置』。

㉔ 宮宅潔「懸泉置とその周辺——敦煌—安西間の歴史地理——」(『シルクロード学研究』二二 二〇〇五)一一〇頁。

㉕ 連雲港市博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・東海県博物館・中国文物研究所『尹湾漢墓簡牘』(中華書局 一九九七)

⑳ 縣邑侯國卅八、縣十八、侯國十八、邑二、其廿四有墩、都官一、鄉百七十□百六、里二千五百卅四、正二千五百卅二人

集簿 亭六百八十八、卒二千九百七十二人、郵卅四、人四百八、如前

界東西五百五十一里、南北四百八十八里、如前

(以下略)

YM6D1 (正面)

②⑦ 蘭旗侯国はYM6D2の表面に、それ以外は裏面に記載がある。以下、当該箇所のみ引用する。

下邳吏員百七人……郵佐二人……。

郷吏員九十五人……郵佐二人……。

費吏員八十六人……郵佐二人……。

利成吏員六十五人……郵佐一人……。

〔臨〕沂吏員六十六人……郵佐二人……。

蘭旗吏員五十九人……郵佐一人……。

②⑧ 高村武幸「秦漢時代地方官吏の『日記』について」(同氏『漢代の地方官吏と地域社会』汲古書院 二〇〇八 所収) 一六二～一六三頁。

②⑨ 下邳——郷——臨沂のルートが郵による文書伝送経路であることについては、藤田勝久が既に想定している(藤田勝久前掲「秦漢時代の交通と情報社会」)。藤田はこのルートを中心に、さらに、臨沂県から費県を経て魯国へ続くルートと、下邳県から臨淮郡へ続くルート、郷県から利成県を経て琅邪郡へ続くルートも想定している。また、鶴間和幸は、北から南へ費↓臨沂↓利成↓郷↓下邳と続くルートを想定している(鶴間和幸「中華の形成と東方世界」〔『岩波講座世界歴史3 中華の形成と東方世界』岩波書店 一九九八 所収)〕。ただ、両者共に経路想定の根拠は特に示されていないので、これらの郵伝送経路は東海郡内の郵佐配置県を単純に繋ぐ形で想定されているようである。

③⑩ 史料2の二年律令二四六及び次掲二年律令二六五～二六七

一郵十二室。長安廣郵廿四室、敬(警)事郵十八室。有物故、去、輒代者有其田宅。有息、戸勿減。令郵人行制書、急書、復、勿令爲它事。畏害及近邊不可置郵者、令門亭卒、捕盜行之。北地、上、隴西、卅里一郵。地險陝不可置郵者得進退就便處。郵各具席、設井磨。吏有縣官事而無僕者、郵爲炊。有僕者、段(假)器、皆給水漿。

張家山漢簡・二年律令二六五～二六七

秦漢時代の文書伝送方式

③① 飯島和俊は三〇里毎に郵が設置されたと考えている(飯島和俊「以郵行」をめぐって——出土史料から見た『郵』の機能——)〔『中央大学アジア史研究』第三二号「池田雄一教授古稀記念アジア史論叢」二〇〇八〕。

③② 例えば、郵佐が配置された六県侯国を通る幹線道路の総延長を東海郡の東西と南北の合計距離で代用すると、一〇三九里に三四郵となり、単純計算で約三〇里一郵となる。

③③ 後述のように、遮要亭・遮要騎置・遮要置は同一箇所併置されていると考えられるが、これらが併置された建物設備を本稿では「施設」と表現した。これに対して、亭や騎置などのような特定の任務の為に設置された組織は「機関」と表現した。それ故、例えば、施設としての遮要には亭・騎置・置の三つの機関が併置されていたことになる。なお、居延においては一つの施設に複数の機関が併置されたことが指摘されている(富谷至前掲『文書行政の漢帝国』一三三～一三五頁)が、懸泉においても同様である。

③④ なお、授受の記録「A受B」「A付C」は文書伝送だけでなく、後掲簡のように物品の授受記録でも用いられる表現なので、文書の伝送であることが確認できないものは取り上げなかった。ただ、駅・駅騎による授受は文書に限られているようなので、駅についてはその限りではない。また、伝送記録は「A受B」「A付C」のように文書を授受した両者を明記するものが多いが、「受」「付」の行為主体に当たるAが記載されていないものもあり、それらについては、懸泉置遺址出土であることからこの省略されたAを懸泉置と見なして分類した。

入西石磨積薪 永平十一年八月廿日夜食時、毋窮亭候徒受臨泉亭候徒

VI9IDXFI3C①:1 / 《H》

③⑤ この十三組は、文書授受者の組み合わせが複数確認できるものに限った。これらの他にも後掲史料20の《毋窮——懸泉》と、次掲の《遮要——臨泉——魚離》の組み合わせが簡牘には見えるが、それぞれ一例だけなので参考としてここに示すに留めた。

西檄三、其一馬定印、詣府、一酒泉大守章、詣府、一廣至丞印、詣府。建

昭二年閏月辛卯晨時、臨泉亭長王安受魚離置、即付遮要御王忠

I90DXT0116②:77 / 《エ》

- ③6 宮宅潔前掲「懸泉置とその周辺——敦煌—安西間の歴史地理——」、張俊民「敦煌懸泉漢簡所見的『亭』」（『南都學壇（人文社会科学学報）』三〇—二〇一〇）。

- ③7 入西板檄一、樊隆印、詣府。元始五年四月辛丑日失中時、懸泉置御張恭受廣至魏大房。即立遣大房持付遮要。 I190DXT0114③:425 / 《エ》

- ③8 文書伝送記録には文書授受者として「平望驛騎某」「懸泉御某」「臨泉卒某」などが見えるが、そのうち所屬施設名と名前を除いた御・驛騎・佐・卒などを総称して本稿では「肩書き」と表現する。

- ③9 「驛騎」と「譯騎」「驛小史」と「譯小史」の両方の表記があるが、「驛」と「譯」は通用する（郝樹声・張德芳前掲『懸泉漢簡研究』二七頁）。以下本文中では「驛」字で表記する。

- ④0 卒は亭の他に燧などにも配置されているが、懸泉置漢簡の文書伝送記録で文書授受者として見える卒は殆どが臨泉・母窮・石靡の卒であり、本文後掲J2及び次簡に見えるようにこれらは亭である。

入鶏一隻 十月甲子、廚畜夫時受母窮亭卒□

IDXT0112③:123 / 『枳粹』九五

母窮については、史料20に「母窮驛佐」が見え駅が併設されていたことがわかるが、上掲簡に「母窮亭卒」とあり、卒は亭に所屬することがわかる。

- ④1 駅佐・駅小史は吏、驛騎は次の簡では「小未傳」（簡の「傳」は「傳」の誤と思われる）が勤めており、卒であることがわかる。

●□□榮小未傳爲譯騎、皆小家子、貧急不能自給、實□ E.P.T58:30

また、後掲史料12・13でも騎置に「小未傳三人」が配属されている。

- ④2 F・G・Hに見える文書授受者の肩書きを種類別にまとめると以下のようになり（括弧内は例数）、全五九例中の四〇例が佐と御である。

F（全五例）：御（三）、佐（二）

G（全三二例）：齋夫（二）、佐・助佐（七）、御（一三）、廢御・御廢（二）、廢佐（二）、馬醫（二）、卒（一）、奴（二）、驛騎（二）

H（全三二例）：齋夫（二）、佐（六）、御（九）、奴（五）、復作（二）

- ④3 注④0参照。

- ④4 なお、G17については、表では置による文書伝送の③遮要——懸泉——魚離の例として挙げたが、駅による文書伝送と考えるべきである。この点については注⑤4参照。

- ④5 注③0所掲二年律令二六五—二六七。

- ④6 L2 入西書八、郵行。懸泉郵孫仲受石靡郵牛羌。永平十五年三月九日人定時。 V191DXF13C①:5 / 『枳粹』一一六、《イ》《エ》

- ④7 ただし、⑤には懸泉と母窮をつなぐ経路は無い。母窮は、表のKに見えるように、亭による文書伝送を主に掌っており、母窮駅の例は他に無い。今のところ、ここで母窮驛佐が見える理由は不明である。

- ④8 飯島和俊は、駅と郵は別系統の文書伝送方式で、その運用には時期的な差があると考えている（飯島和俊前掲『以郵行』をめぐって——出土史料から見た『郵』の機能——）。時期的な差の可能性は考えられるが、史料21で「郵行」と「驛馬行」が一斑の中に混在していることから、駅と郵を別系統と考えることは難しいように思われる。

- ④9 張俊民前掲「敦煌懸泉漢簡所見的『亭』」一九頁。

- ⑤0 『史記』卷一一一 衛將軍驃騎列傳 集解「蔡邕曰、天子自謂所居曰行在所。」

- ⑤1 『漢書』卷九九中 王莽傳中「公車司馬曰王路四門」

- ⑤2 『漢書』卷一七上 百官公卿表上 顏師古注「漢官儀云、公車司馬掌殿司馬門、夜徹宮中、天下上事及闕下凡所徵召皆總領之。令秩六百石」

- ⑤3 恐らく「東軍書」の「軍」が落ちて「東書」となったのだろう。

- ⑤4 「上書」と明記されているG17は、懸泉→魚離と伝送されているためGに分類しているが、渠次方式ではなく郵行方式の例と考えるべきである。即ち、G17は懸泉→魚離と伝送されているが、懸泉——魚離は郵行方式の懸泉——万年——魚離と同一経路である。M1やM3では懸泉置に文書を持ってきた人物がそのまま次の授受地点まで文書を持って行っている。G17の場合も同様に、懸泉驛騎が万年を通して魚離まで行きそこで魚離驛騎に渡したと

考えれば、G17の懸泉駅騎→魚離駅騎も郵行方式の経路として理解できよう。G17は置所属の吏卒ではなく駅騎によって伝送されていることから、G17は臬次方式ではなく郵行方式の伝送と考えるべきであろう。そうすると、表所掲の全ての上書が郵行方式で伝送されていることになる。

⑤5 『敦煌懸泉漢簡积粹』は、長羅侯は常惠のことで甘露二年には赤谷に駐屯しており、烏孫公主は解憂公主のことで甘露三年に烏孫から長安に帰ってきたと注する(一三七頁注[1][2])。従って、簡牘の甘露二年二月には両者ともに烏孫の都赤谷城にいたと思われる。

⑤6 里耶秦簡では、史料5に見えるように郡県間の文書が郵によって伝送されている。それ故、あるいは、郵行方式の文書伝送は、秦代では郡県などの文書一般を伝送していたのが、漢代に入って皇帝発受信文書専用の伝送体制として運用されるようになったのかもしれない。

⑤7 注③0所掲二年律令二六五～二六七

⑤8 其四封皆張掖大守章、詔書一封、書一封、皆十一月丙午
 起、詔書一封、十一月甲辰起

一二月三日 一封十一月戊戌起、皆詣居延都尉府 十二月乙卯

日入時、卒憲受不令卒恭

北書七封 二封河東大守章、皆詣居延都尉、一封十月 夜昏時沙頭

卒忠付驛北卒護

甲子起、一十月丁卯起、一封府君章、詣肩水

502・9A + 505・22A (A35)

なお、張掖太守府・居延都尉府間の文書伝送経路に郵が設置されていたことは、次の簡によって確認できる。

入南書二封 皆居延都尉章、九月十日癸亥起、一詣敦煌、一詣張掖府、郵行
 永元元年九月十四日夜、牛椽受路伯 130・8 (A27)

⑤9 H8 入東緑緯書一封、敦煌長上、詣公車、元始五年二月甲子日平旦、受
 遮要奴鐵柱、即時使御羌行

H90DXT0114②:165 / 『积粹』二四五、《イ》《エ》

H9 出緑緯書一封、西域都護上、詣行在所公車司馬以聞、緑緯狐與縑檢皆
 完、緯長丈一尺、元始五年三月丁卯日入時、遮要馬醫王竟奴鐵柱付縣
 泉佐馬賞

H90DXT0114②:206 / 『积粹』一四六、《エ》

H13 入東緑緯書一封、敦煌庫令上、詣公車 元始四年七月乙未日桑榆時、
 縣泉佐憲受遮要奴來臣

H90DXT0214②:194 / 《エ》

⑥0 先に駅による文書伝送として挙げた①で、平望と万年の間に懸泉を通過する場合と臨泉を通過する場合とがあつたが、中継地点での文書の集配という点を考え併せると、この二経路の存在を説明できそうである。即ち、臨泉を通過するもので宛先が確認できるD2・D3・E1は全て皇帝宛の上書・軍書である。上書・軍書は他の文書と一緒にせず単独で伝送されているので、他の文書を集配する懸泉置を通過する必要が無く、そのため、臨泉を通過したのではないだろうか。つまり、臨泉は懸泉置を迂回するバイパスだったと考えれば、懸泉と臨泉の二ルートがあることも説明できるように思われる。

⑥1 張経久・張俊民「敦煌漢代懸泉置遺址出土的『騎置』簡」(『敦煌学輯刊』二〇〇八一―二)七〇頁。

⑥2 張俊民前掲「敦煌懸泉漢簡所見的『亭』」一八頁。
 ⑥3 次の簡では平望・萬年が亭と呼ばれている。

□二檄、冥安令印 元鳳四年六月癸酉夜人定時、山上亭

□封淵泉右尉印 長奉世受萬年亭卒宗 IDXT0207④:2 / 《ウ》

出粟三石六斗。臨泉亭、毋窮亭 以稟治掾 □

平望亭 IDXT0110②:12 / 《カ》

(本学文学部准教授)